

# 鶴見区西部



## 地域包括支援センター

### せいふ耳寄り情報 Vol.74

#### ■悪徳商法に気をつけましょう！



#### 悪徳商法とは？

一般消費者を対象に、組織的、反復的に敢行される商取引であって、その商法自体に違法または不当な手段・方法が組み込まれた商法をいいます。その手口は実にさまざまで巧妙です。「自分は大丈夫」「私には関係ない」と思っている人も用心してください。悪徳商法の魔の手は、そうしたあなたの「心のスキ」を狙い、忍び寄ってきます。いざというときに適切な対処ができるように基本的な知識を身につけておくことが大切です。

#### 手口は多種多様！特にトラブルの多い手口

- ①「点検商法」…「点検にきました」などと家庭を訪問し、「雨もりで湿気がひどい」「シロアリがいる」「このままでは家が潰れる」などとウソを言って、不安をあおって商品売りつけたり、高額な工事契約を締結させる商法。
- ②「預かり金商法」…「元本保証」「銀行預金より何倍も利率がよい」「必ずもうかる」などと言ってお金を預かる商法。そのうち連絡が取れなくなり、元本どころか一銭も回収できなくなることがあります。
- ③「催眠商法」…「日用品を無料で配る」などと宣伝して店舗などに誘い込み、最終的には高額な商品(布団、健康器具等)を売りつける商法。集団催眠状態にして売りつけることから、催眠商法と呼ばれています。 参考:大阪府警察本部ホームページ

#### その他、よくある消費者被害

- ・インターネットなどの広告画面からサプリメントや健康食品などをお試し価格で申し込んだら、実は定期購入だった。※通信販売ではよく見ないと定期購入だと気づかない場合があります。
- ・新聞の販売員にしつこく勧誘されて、断れず契約して景品ももらってしまった。  
裏面へつづく→

# 契約してしまったら…



## クーリング・オフ制度の利用

- クーリング・オフ制度とは、訪問販売など法律で決められた取引について、一定の期間内（訪問販売の場合は契約書面を受け取った日を含め8日以内）は、消費者が**無条件で契約を解除**できる制度です。
- クーリング・オフ（＝契約解除通知書の送付）をすると、契約は初めからなかったこととなります。受け取った商品は**事業者負担**で返品し、支払ったお金は返してもらいます。サービスを受けていた場合でも対価を支払う必要はありません。
- 期間内にハガキを出せば、布団など商品を使用していたとしてもそのまま返せます。工事が完了していても代金を支払う必要はありません。
- **訪問購入**（押し買い）でもクーリング・オフ制度が利用できます。
  - クーリング・オフ期間中は、物品の引渡しを拒むことができます。
  - 自動車（4輪）、家具、家電、本、CD、DVD、ゲームソフト類、有価証券は、クーリング・オフができません。

### ハガキの記載例

#### 注意点

- ★クレジットで契約した場合は、**同時に**信販会社にも通知しましょう。
- ★証拠を残すために
  - 特定記録郵便か**簡易書留**で送りましょう。
  - ハガキ両面のコピーを取り、郵便局発行の受領証と一緒に保管しておきましょう。

《ハガキ表》	《ハガキ裏》
POST CARD [郵便番号入力欄] 株式会社 住所・電話番号 契約者氏名 代表者様	契約解除通知書 ① 契約日 ○○○○年○月○日 ② 商品名(またはサービス名) ○○○○○○ ③ 金額 ○○○○○円 ④ 会社名 株式会社○○○○ ⑤ 担当者氏名 ○○○○○ 上記日付の契約を解除します。 (既払い金○○○○○円は至急返金してください) ○○○○年○月○日

### クーリング・オフの期間が過ぎても、 契約の取消しや解除ができる場合があります。

- ◎ クーリング・オフができるのに「クーリング・オフはできない」と言われた
- ◎ 「返品に応じない」と言われた
- ◎ クーリング・オフについて書かれた書類や、契約書を渡されていない  
など、困ったとき、不審に感じたときは、お住まいの市町村の消費生活相談窓口にご相談しましょう。

通信販売にはクーリング・オフ制度がありません。申込みする前に、返品できるかなどの契約の条件、相手が信用できる業者かを十分確認しましょう。

参考：大阪府ホームページ  
撃退！悪質商法（高齢者向けリーフレット）より

## 困ったときは、すぐに相談！

大阪市消費者センター ☎ 06-6614-0999(月～土 10時～17時)

いやや  
消費者ホットライン「188」(局番なし)でもつながります

鶴見区西部地域包括支援センター

06-6913-7878